

# 障害厚生年金について

障害厚生年金は、組合員が病気やケガにより、日常生活に支障をきたすような障害状態になったときに支給される年金です。

なお、平成27年10月以降、障害厚生年金は在職中であっても支給されますが、経過的職域加算額<sup>(注)</sup>部分については、組合員である間は支給停止となります。

(注) 経過的職域加算額は、平成27年9月以前の組合員期間に初診日があるときに対象となります。

## 1 受給要件

次の要件をすべて満たすことが必要です。

- (1) 厚生年金被保険者期間に初診日(※1)があること
- (2) 障害認定日(※2)または障害認定日後65歳に達する日の前日までの間に障害等級が1級から3級までの状態にあること  
【障害等級は身体障害者手帳等の等級とは異なります。】
- (3) 保険料の納付要件を満たしていること

※1 「初診日」 ⇒ 傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日

※2 「障害認定日」 ⇒ 原則として初診日から起算して1年6ヵ月を経過した日

## 2 請求手続きの流れ

まずは障害程度の認定を受ける必要がありますので、ご自身で気にかかる傷病等がある場合は、初診日と傷病名等をご確認のうえ、公立学校共済組合高知支部共済班(電話:088-821-4813)へご連絡ください。

### ◎障害基礎年金

障害厚生年金において障害等級が1級または2級に該当する方は、障害基礎年金も併せて受給できます。

### ◎事後重症制度

その傷病の障害認定日時点では障害等級1～3級に該当しなかったが、その後、症状が進行し、65歳に達する日の前日までに障害等級1～3級に該当する障害状態と認定されたときは、その時点から障害厚生年金を請求できます。

障害厚生年金の請求の対象となる方は、厚生年金被保険者期間に初診日がある方です。

障害厚生年金の請求にあたっては、必ず初診日の確認が必要となります。



【年金についてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813

# よくあるQ&A(年金)



年金が支給停止されるのはどのようなときですか？



老齢厚生年金（退職共済年金）を受給している方が、**以下のいずれかに該当し、年金と賃金の合計が停止基準額（48万円）を超える場合**、年金の全部または一部が支給停止されることがあります。

また、公務員共済組合の一般組合員である間は、経過的職域加算額、退職等年金給付（年金払い退職給付）については**全額停止**となります。

※ **停止となった金額が後で支給されることはありません。**

※ 被用者年金制度に加入していない場合は、年金の支給停止はありません。

（加入しているか否かについては、ご自身で就職先にご確認ください。）

- （1）民間会社や私立学校等に勤務して厚生年金保険に加入したとき
- （2）国会議員・地方議会議員になったとき
- （3）常勤の公務員など組合員として再就職したとき



支給停止額の計算方法は？



年金の支給停止額は以下の計算式により算出されます。

$$\text{支給停止額（月額）} = \{ (\text{年金} + \text{賃金}) - 48\text{万円} \} \div 2$$

〔用語説明〕

年金 … すべての老齢厚生年金（経過的職域加算額、退職等年金給付（年金払い退職給付）および加給年金額を除く）の年額 $\div$ 12

賃金 … 当月の標準報酬月額 + （当月以前の過去1年間に支給された標準賞与の総額 $\div$ 12）

【年金の支給停止額の計算例】

公立学校共済組合の一般組合員として勤務している年金受給者の場合

- 年金額
  - ① 老齢厚生年金額：年間 144万円（月額 12万円）
  - ② 経過的職域加算額：年間 24万円（月額 2万円）
- 標準報酬月額 32万円
- 過去1年間の賞与の額 72万円（月額 6万円）

《①老齢厚生年金額》

〔年金〕12万円 + 〔賃金〕38万円 = **50万円 > 停止基準額48万円**

停止基準額を超えるので、

$(50\text{万円} - 48\text{万円}) \div 2 = \mathbf{1\text{万円}} \text{（支給停止額）}$

したがって、**厚生年金支給額**は、

$12\text{万円} - 1\text{万円} = \mathbf{11\text{万円}} \text{（月額）}$  となります。

※ **停止基準額を下回っている場合、老齢厚生年金は全額支給されます。**

※ 加給年金額が決定されている方については、支給停止額の計算の結果、老齢厚生年金が全額停止となる場合、加給年金額も全額支給停止されます。

《②経過的職域加算額》

公立学校共済組合の一般組合員であるため **全額停止** となります。

【年金についてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813



いきいき健康だより

夏に向けて熱中症になる人が増えてきます **熱中症に注意!**

高知県でも  
令和4年5月～9月にかけて  
約 600 人救急搬送されています。

熱中症を知ってしっかり予防し、楽しい夏を過ごしましょう!

熱中症とは

温度や湿度が高い中で、体内の水分や塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れ、体温の調節機能が働かなくなり、体温上昇、めまい、体のだるさ、ひどいときには、けいれんや意識の異常など、様々な障害をおこす症状のことです。

熱中症の応急手当

- 涼しい場所や日陰のある場所へ移動し、衣服を緩め、安静に寝かせる
- エアコンをつける、扇風機・うちわなどで風をあて、体を冷やす



持病をお持ちの方やお子さんは、かかりつけの医師とあらかじめ相談し、熱中症対策についてアドバイスをもらっておきましょう

予防のポイント

部屋の温度をこまめにチェックしましょう。



無理をせずに適度に休憩を!



室温 28℃を越えないようにエアコンや扇風機を上手に使いましょう。



のどが渇かなくてもこまめに水分補給!



外出の際は体をしめつけない涼しい服装で、日よけ対策も!



日頃から栄養バランスの良い食事と体力づくりを!



重症度	症状	対処	医療機関への受診
↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>めまい</li> <li>立ちくらみ</li> <li>こむら返り</li> <li>手足のしびれ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>涼しい場所へ移動</li> <li>安静</li> <li>冷やした水分、塩分補給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>症状が改善すれば受診の必要なし</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>頭痛</li> <li>吐き気・吐いた</li> <li>体がだるい</li> <li>集中力や判断力の低下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>涼しい場所へ移動</li> <li>安静</li> <li>衣類をゆるめ体を冷やす</li> <li>十分な水分と塩分の補給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>口から飲めない場合や、症状の改善が見られない場合は、受診が必要</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>意識障害（受答えや会話がおかしい）</li> <li>けいれん</li> <li>運動障害（普段通りに歩けないなど）</li> <li>体が熱い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>涼しい場所へ移動</li> <li>安静</li> <li>衣類をゆるめ保冷剤などで冷やす</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>急いで救急車を要請</li> </ul>

【お問い合わせ先】教職員・福利課（職員厚生） ☎ 088-821-4905

出典：消防庁ホームページ(<https://www.fdma.go.jp/>)

## 互助会の

# 給付請求書・届出書類等の取り扱いが変更になりました

### 変更内容

押印不要



#### 1. 給付請求書等への押印について

- 会員の押印が不要になりました。  
会員氏名については、自筆、印字及びゴム印等いずれでもかまいません。
- 所属所長の押印（職印）が不要になりました（注1）。  
職名・氏名については、自筆、印字及びゴム印等いずれでもかまいません。
- 記載事項を訂正された場合は、訂正印を押印してください。

注1：傷病見舞金請求書の請求期間確認欄については、今後も押印が必要です。

#### 2. 給付請求書等の様式について

- 押印の見直しに伴い、各種様式を変更しました。変更後の様式は、当互助会のホームページからダウンロードしてご利用ください。
- ※当分の間は変更前の様式もご利用いただけます（押印は不要です）。
- ※入力様式（エクセル形式）もアップロードしていますので、ご利用ください。

一般財団法人高知県教職員互助会 トップページ ⇒ [現職教職員の方](#) または [各種様式一覧](#)  
(URL <http://www.kokyogo.jp/>)

#### 3. 原本証明について

- 給付請求書等への添付書類（戸籍及び住民票等）について、写しへの原本証明が不要になりました。
- ※戸籍及び住民票等は、必ず全ページをコピーしてください。

### 変更時期

令和4年4月1日から変更となっています

(事由発生日が令和4年3月31日以前の場合でも、新しい様式をご利用ください。)



【このページについてのお問い合わせ】教職員互助会 ☎ 088-821-4917

# ご請求はお済みですか？

## — 高知県教職員互助会 —

互助会給付の請求もれはありませんか？特に入学祝金・銀婚祝金は請求がもれやすいのでご注意ください。

### 入学祝金

**給付内容** 会員の子が小学校に入学したときに、10,000円を給付します。

**請求期間** 小学校に入学する年度の4月1日から3年間。

例) 令和3年4月に小学校に入学した場合。

請求期間：令和3（2021）年4月1日～令和6（2024）年3月31日



**必要書類** ①入学祝金請求書  
②入学児が公立学校共済組合の被扶養者ではない場合は、入学児の戸籍（入学年度の4月1日以降に発行されたもの）

ご夫婦とも会員である場合は、双方が請求できます。

### 銀婚祝金

**給付内容** 会員が婚姻届出から満25年を迎えたとき、20,000円を給付します。

※婚姻の届出をした日が起算日となります。

**請求期間** 満25年を迎えた日の翌日から3年間。

例) 婚姻日が平成8（1996）年6月10日の場合。

請求期間：令和3（2021）年6月10日～令和6（2024）年6月9日



**必要書類** ①銀婚祝金請求書  
②請求者本人の戸籍（満25年を迎えた日の翌日以降に発行されたもの）

ご夫婦とも会員である場合は、双方が請求できます。

○上記以外にも、結婚祝金・出産祝金・災害見舞金・傷病見舞金・死亡弔慰金・退職慰労金の給付があります。請求期間は給付事由が生じた日の翌日から3年間です。

○いずれの給付も、会員資格を有する期間中に給付事由が生じた場合に対象となります（結婚祝金は退職後6ヶ月以内の婚姻届出も対象です。）。

【このページについてのお問い合わせ】教職員互助会 ☎ 088-821-4917

令和5年度

## 教職員互助会の給付事業について

### ❁ 出産祝金 ❁

会員または会員の妻が出産したとき。



### ❁ 結婚祝金 ❁

会員が結婚したとき。  
(退職後6ヶ月以内の結婚を含む。)



### ❁ 傷病見舞金 ❁

会員が公務外の傷病で休職し、  
給料が減額又は無給となったとき。



### ❁ 銀婚祝金 ❁

会員が結婚25周年を迎えたとき。



その他に入学祝金、死亡弔慰金、災害見舞金、退職慰労金などの給付があります。

※なお、給付の内容等につきましては高知県教職員互助会のホームページをご覧ください。

URL:<http://www.kokyogo.jp/>

## 給付の請求期限について

給付の請求期限は、事実の発生した日の翌日から3年以内です。

※ 会員資格を取得した日以降に給付事由が発生した場合に給付対象となりますので、採用前や知事部局、国、市町村等に出向されている間に給付事由が発生した場合は給付対象となりません。

【このページについてのお問い合わせ】 教職員互助会 ☎ 088-821-4917

# 退職互助部制度のご案内

互助会では、退職後の医療給付を始め、各種の福利厚生事業を実施する「退職互助部制度」を設けています。

退職互助部制度に加入されると、退職後も引き続き給付事業や厚生事業を受けることができます。この機会に、退職互助部制度への加入については是非ご検討ください。

また、既に参加いただいている方（現職会員）については、退職後に特別会員となられることをおすすめします。

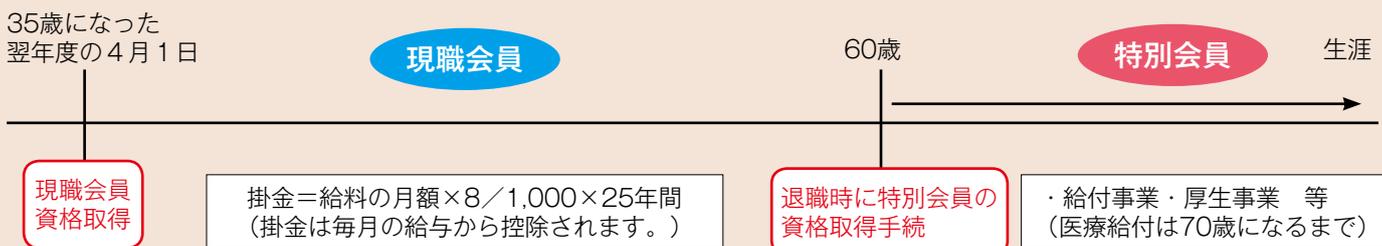
## ～今年度35歳の皆様へ～

- ・ **35歳になった翌年度の4月1日に退職互助部の現職会員に加入**することができます。
- ・ 該当の方には**3月頃に事務局からお知らせします**ので、この機会を逃さずにご加入ください。

## ～現職会員の皆様へ～

- ・ 退職された日の翌日に特別会員の資格を取得します。
- ・ 配偶者の方も「届出配偶者」の資格を取得できます。
- ・ 退職予定者説明会等でご案内します。

### 《退職互助部制度のイメージ図》



- ※ 1. 掛金率8／1,000は、退職後のご夫婦の医療給付を想定したものです。（单身の方には特別会員になる時に配偶者の掛金率に相当する額をお返しします）
- ※ 2. 退職時に45歳以上であれば特別会員になります。現職会員期間が25年未満の場合は掛金の不足分を納入いただきます。
- ※ 3. 退職して特別会員にならない場合は、納入された掛金相当額をお返しいたします。

### 《医療費の補助が受けられます》

- ・ 在職中は、共済組合と一般互助部からの給付により医療費の自己負担が軽減されています。
- ・ 退職後はこれらの給付は受けられなくなりますが、**退職互助部に加入していれば、引き続き70歳になるまで医療費の自己負担額を軽減**することができます。
- ・ 退職後に日本国内の健康保険制度であれば、どんな健康保険に加入しても自己負担分が給付対象となります。また、**公立学校共済組合高知支部の組合員またはその被扶養者及び高知県内の市町村で国民健康保険に加入した場合は、自動給付となりますので、請求書を提出せずに給付を受けることができます。**

### 《退職後に受けることができる主な事業は・・・》

医療費補助金・配偶者医療費補助金（70歳になるまで医療費の負担が軽減されます）、長寿祝金、弔慰金、入院見舞金、旅行補助、指定宿泊施設利用補助、サークル活動助成

【このページについてのお問い合わせ】 教職員互助会 ☎ 088-821-4917